

原子力事業者防災業務計画作成~~（修正）~~届出書

RFS発24第14号
平成25年3月18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住 所 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

氏 名 リサイクル燃料貯蔵株式会社

取締役社長 久保 誠

(担当者 XXXXXXXXXX
所 属 総務部 防災安全グループ
電 話 XXXXXXXXXX)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成~~（修正）~~したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター 青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	使用済燃料貯蔵事業許可 平成22年 5月13日
原子力事業者防災業務計画作成 （修正） 年月日	平成25年 3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	青森県知事 三村 申吾 青森県むつ市長 宮下 順一郎
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 リサイクル燃料備蓄センタービジターハウスでの閲覧 インターネットでの公開

リサイクル燃料備蓄センター
原子力事業者防災業務計画

平成25年3月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
—	平成25年 3月18日 (RFS 発24第13,14号)	新規制定	

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急時態勢の区分	6
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制および情報連絡体制	8
2. 緊急時態勢の発令および解除	9
3. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	10
1. 放射線測定設備の設置および検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	12
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
3. 備蓄センターに備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備等の整備・点検	12
1. 緊急時対策室	12
2. 退避場所および避難集合場所	12
3. 応急処置機材	12
4. 所内放送装置	13

第6節 防災教育の実施	1 3
第7節 防災訓練の実施	1 3
1. 社内における訓練	1 3
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	1 4
第8節 関係機関との連携	1 4
1. 国との連携	1 4
2. 地方公共団体との連携	1 5
3. 地元防災関係機関等との連携	1 5
4. 青森県内の原子力事業者との連携	1 5
第9節 備蓄センター周辺の方々を対象とした平常時の広報活動	1 5
第3章 緊急事態応急対策等の実施	1 6
第1節 通報および連絡	1 6
1. 通報・連絡の実施	1 6
2. 緊急事態発令時の対応	1 6
3. 情報の収集と提供	1 7
4. 社外関係機関との連絡方法	1 7
5. 通話制限	1 7
第2節 応急措置の実施	1 7
1. 警備および避難誘導	1 7
2. 放射線影響範囲の推定および防護措置	1 8
3. 緊急被ばく医療	1 8
4. 消火活動	1 9
5. 汚染拡大の防止	2 0
6. 防護措置および線量評価	2 0
7. 広報活動	2 0
8. 応急復旧	2 1
9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置	2 1
10. 資機材の調達および輸送	2 1
11. 応急措置の実施報告	2 1
12. 原子力防災要員の派遣等	2 2

13. 他の原子力事業者への応援要請	2 3
第3節 緊急事態応急対策	2 3
1. 第2次緊急時態勢の発令	2 3
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 3
3. 応急措置の継続実施	2 4
4. 他の原子力事業者への応援要請	2 4
第4章 原子力災害事後対策	2 5
第1節 備蓄センターの対策	2 5
1. 復旧対策	2 5
2. 被災者の相談窓口の設置	2 5
3. 緊急時対策要員の健康管理等	2 5
4. 緊急時態勢の解除	2 6
5. 原因究明と再発防止対策の実施	2 6
第2節 原子力防災要員の派遣等	2 6
1. 広報活動に関する事項	2 6
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項	2 6
第5章 その他	2 7
第1節 他の原子力事業者への協力	2 7
1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力	2 7
2. 原子力災害時における原子力事業者への協力	2 7

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定ならびに原子力災害対策指針等に基づき、リサイクル燃料備蓄センター（以下「備蓄センター」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

放射性物質または放射線が異常な水準で備蓄センターの敷地外で検出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の4第1項の規定に基づく使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

7. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

8. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

9. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合であって、備蓄センターの平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

10. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

11. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき備蓄センターに設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

12. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、備蓄センターにおいてその事業の実施を統括管理する者をいう。なお、緊急時態勢発令中は、緊急時対策本部（以下「対策本部」という。）長という。

13. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐するものをいう。

14. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

15. 緊急時対策要員

原子力防災組織に置かれ、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員、原子力防災要員の補佐・交替を行う要員をいう。

16. 特定事象

別表2－1に示す原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に定められる事象をいう。

17. 連絡責任者

原子力防災組織に置かれ、別表2－1の事象発生時に発見者等から連絡を受け、原子力防災管理者に報告するとともに、原子力防災管理者の指示により定められた箇所への通報等を行う者をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、その設計、建設および貯蔵の各段階において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に貯蔵の段階においては、貯蔵管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に基づき、活動を行う。

これらを踏まえて、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および原子力防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者ならびに備蓄センターの緊急時対策要員は、常に、原子力災害活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事およびむつ市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、青森県地域防災計画（原子力編）およびむつ市地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ青森県知事およびむつ市長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より青森県知事およびむつ市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

3. この計画を修正した場合、社長より速やかに様式 1 に定める届出書により、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、この計画の作成または修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の情勢	緊急時態勢の区分
別表2－1の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、または別表2－1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表2－2の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、または内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2－1および別表2－2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

2. 原子力防災組織

社長は、備蓄センターに原子力防災組織を設置する。

- (1) 原子力防災組織は、別図2－1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表2－3に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、社長より原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。

- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。
派遣要員は、次の掲げる職務を実施する。
- a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策への協力
 - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策および原子力災害事後対策への協力
- (5) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (6) 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。
- (7) 第2次緊急事態勢が発令された場合には、指定行政機関、指定地方行政機関ならびに地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所災害対策に取り組む。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、備蓄センター長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表2-1または別表2-2の事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに社長に報告するとともに、別図2-3に示す箇所へ通報し、緊急事態勢を発令する。
- b. 緊急事態勢を発令した場合、直ちに緊急時対策要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力防災対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 緊急時対策要員に対し原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

- e. 旅行または疾病その他の事故のために長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である技術部長、技術グループマネージャー、品質保証グループマネージャーおよび総務部長の中から、あらかじめ定める順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任および解任

社長は、原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

なお、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制および情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-1または別表2-2に該当する事象の発生について通報を受けたとき、または自ら発見したときに際し、別図2-3に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておく。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておく。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

a. 対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図2-4に定める連絡体制を整備しておく。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図2-5に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令および解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図2-6に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

(2) 対策本部の設置

a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに備蓄センターの緊急時対策室に対策本部を設置する。

b. 対策本部は、別図2-1に示す原子力防災組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(3) 緊急時対策要員の非常召集

原子力防災管理者は、備蓄センターにおける緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送または緊急時連絡網を使用し、別図2-6に定める連絡経路により、緊急時対策要員を備蓄センターの緊急時対策室に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 緊急時態勢の解除

対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

a. 第1次緊急時態勢発令後、別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。

- b. 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2-1および別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。

対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急時対策本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

3. 権限の行使

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく備蓄センターの敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-7に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置、その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正等の点検を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。

(6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した様式5に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。

- ① 名称および住所ならびに代表者の氏名
- ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
- ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要

(7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネットまたはその他の手段により公表する。

(8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録または公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

- (1) 別表2-5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に7日以内に様式6に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

なお、原子力防災管理者は、必要な原子力防災資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表2-6に定める資料を、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料としてオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したときまたは変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する資料を、別表2-6のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 備蓄センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表2-6に定める資料を、備蓄センターに備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検

1. 緊急時対策室

原子力防災管理者は、緊急時対策室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 退避場所および避難集合場所

原子力防災管理者は、別図2-8に定める退避場所または避難集合場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が退避場所または避難集合場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、これらの場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

3. 応急処置機材

原子力防災管理者は、応急処置機材を常に使用可能な状態に整備する。

4. 所内放送装置

原子力防災管理者は、備蓄センターにおける所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的に教育を実施する。

また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織および活動に関する知識
2. 備蓄センターの施設または設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器に関する知識
5. その他必要と認める事項

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について別表2-7に示すとおり訓練を実施し評価する。

- ① 総合訓練
- ② 通報訓練
- ③ 緊急被ばく医療訓練
- ④ モニタリング訓練
- ⑤ 避難誘導訓練

- (2) 原子力防災管理者は、総合訓練の計画について、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、総合訓練を原則として毎年実施し、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。
- (4) 社長は、原子力緊急事態を想定した訓練を実施した場合、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その結果を様式7に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

備蓄センターの緊急時対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は社長と協議のうえ、原子力災害発生時に、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策を進めるために、常に次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）および原子力防災専門官とは常に協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく備蓄センターの立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正または原子力防災組織の設置、その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（青森県およびむつ市）と常に協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 青森県知事およびむつ市長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 青森県知事およびむつ市長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく備蓄センターの立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（下北地域広域行政事務組合消防本部、むつ警察署、青森海上保安部およびその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

4. 青森県内の原子力事業者との連携

青森県内の原子力事業者と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携を図る。

第9節 備蓄センター周辺の方々を対象とした平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より備蓄センター周辺の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。

1. 放射性物質および放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報および連絡

1. 通報・連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、むつ市において震度5弱以上の地震が発生したとき、および青森県において震度6弱以上の地震または大津波警報の発令など警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生したときは、直ちに原子力規制委員会、青森県、むつ市、その他の別図2-2に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。
- (2) 原子力防災管理者は、備蓄センターにおける別表2-1の事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式8に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長、その他の別図2-3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。別表2-1に定める事象を経ずに別表2-2に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話にてファクシミリを送信した旨を連絡する。
- (3) 原子力防災管理者は、備蓄センター内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (4) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、備蓄センターに対策本部を設置し、対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、緊急時対策要員を非常召集する。

3. 情報の収集と提供

(1) 対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、対策本部長に報告する。

- ① 事故の発生時刻および場所
- ② 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- ③ 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 備蓄センター敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
- ⑤ 収束の見通し
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式9に記載し、それを別図2-4に定める連絡箇所にファクシミリにて送信したうえで記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（備蓄センター対策本部が設置されている場合は対策本部長）は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2-3および別図2-4の連絡経路により行う。

5. 通話制限

対策本部総務班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備および避難誘導

対策本部総務班長は、備蓄センター内の事象発生における緊急時態勢が発令された場合、各班長と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 退避場所等の指定

備蓄センター敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「一般入所者」という。）に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

(2) 退避の周知

一般入所者に対して所内放送およびページング等により指定する退避場所への移動およびその際の防護措置を周知させる。

(3) 備蓄センター敷地外への避難

一般入所者を備蓄センター敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者があらかじめ備蓄センター敷地内の指定した避難集合場所に集合するよう周知および誘導し、備蓄センターから避難させる人数、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、備蓄センター敷地外へ避難させる。なお、この際に対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

(4) 備蓄センター内への入域制限等

備蓄センター敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射線影響範囲の推定および防護措置

対策本部技術班長は、備蓄センター敷地内および備蓄センター周辺の放射線ならびに放射能の測定を行う。

また、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

3. 緊急被ばく医療

対策本部総務班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

また、対策本部長は、緊急時対策要員に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置

負傷者等について備蓄センター内で応急処置および除染等の措置を講じた後、医療機関へ搬送する。

ただし、個別の具体的な線量評価により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する。

(3) 青森県への連絡等

負傷者等を初期被ばく医療機関に搬送する場合には、青森県に状況を連絡する。また、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送する場合には、青森県に事前に事故および被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる医療機関等について指示を受ける。

(4) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員および医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について救出・移送および治療の依頼を行う時ならびに依頼後の情報について順次、消防機関および医療機関等に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 医療機関等への搬送に関する措置

負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるとともに、医療機関等へ到着時に必要な情報を伝達する。

(6) 緊急時対策要員の健康管理等

対策本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間および交替時期を明確にする。

また、対策本部総務班長は、緊急時対策要員への健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。

対策本部技術班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要等の情報について消火の依頼を行う時ならびに依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保および消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

対策本部技術班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、備蓄センター構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 防護措置および線量評価

対策本部技術班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め指示するとともに対策本部総務班長は必要に応じて別表 3-1 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

また、対策本部技術班長は、避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

(1) 対策本部広報班長は、緊急時態勢が発令された場合、備蓄センター内ビジターハウスに事業者プレスセンターを開設する。

(2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンターのプレスルームで行う。

(3) 対策本部広報班長は、使用済燃料貯蔵施設の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、別図 3-1 に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の整備ならびに点検

対策本部技術班長は、監視盤室等の計器による監視および可能な範囲における巡視点検の実施により、使用済燃料貯蔵施設の異常の状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位を考慮して、措置内容および実施担当者を明確にした上で、次の事項に関する措置の応急復旧計画を策定し、対策本部技術班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

- ① 施設や設備の整備及び点検
- ② 故障した設備等の応急復旧
- ③ その他応急措置の実施に必要な事項

9. 原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置

対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 対策本部技術班長は、主要貯蔵管理データにより使用済燃料貯蔵設備（金属キャスク）の状況を把握する。
- (2) 対策本部技術班長は、事故の拡大の可能性を予測する。
- (3) 対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する貯蔵管理上の措置を検討し、措置を講じる。

10. 資機材の調達および輸送

対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 応急措置の実施報告

対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる備蓄センターにおける応急措置を実施した場合、様式9に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図2-4に定める連絡経

路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長、原子力防災専門官および各関係機関に報告したうえで記録として保存する。

12. 原子力防災要員の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

対策本部長は、原子力防災専門官、その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合および青森県知事、むつ市長から連絡員等の派遣を要請された場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに青森県知事、むつ市長およびその他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-2に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 備蓄センターとオフサイトセンターの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応
- (e) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整
- (f) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (e) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力および調整を円滑に進めるために、オフサイトセンターへの派遣員を選定し、派遣する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

対策本部長は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、原子力防災要員等の派遣その他必要な措置を講じる。

13. 他の原子力事業者への応援要請

対策本部長は、青森県内の原子力事業者からの応援を必要とするときは、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、青森県内の事業所に協力を要請する。

また、青森県外の原子力事業者からの応援を必要とするときは、他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

(1) 対策本部長は、別表2-2に定められた事象に至った場合、対策本部情報班長を経由して、様式10に所定の事項を記入して、直ちに別図2-4に定められた箇所に報告したうえで記録として保存する。

(2) 対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。

(3) 対策本部長は、別図2-4および別図2-5に定める連絡経路に基づき、第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

(1) 対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から備蓄センターに対して要請された事項を周知し対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。

(2) 対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 他の原子力事業者への応援要請

対策本部長は、原子力事業者からの応援を必要とするときは、他の原子力事業者に協力を要請する。

第4章 原子力災害事後対策

対策本部長（対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 備蓄センターの対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）使用済燃料貯蔵施設の損傷状況および汚染状況の把握
- （2）使用済燃料貯蔵施設の除染の実施
- （3）使用済燃料貯蔵施設損傷部の修理および改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等
- （5）復旧対策の実施体制、実施担当者および実施工程 等

対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事およびむつ市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時対策要員の健康管理等

対策本部総務班長は、第3章第2節3.「医療活動」に示す緊急時対策要員の健康診断および健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急時態勢の解除

対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図 2－4 に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第 2 節 原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに青森県知事、むつ市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 4－1 に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

(1) 備蓄センターとオフサイトセンターとの情報交換

(2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

① 環境放射線モニタリング

② 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

③ 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定

④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

⑤ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応、汚染検査および汚染除去

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力

青森県内の原子力事業所において原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合、原子力防災管理者は、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、当該事業所からの協力要請に応じ、別表5-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与など当該事象への対応に必要な協力活動を行う。なお、派遣要員および原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

2. 原子力災害時における原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、他の原子力事業者からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について別表5-1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な協力を行う。

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

なお、派遣要員および原子力防災資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

リサイクル燃料備蓄センター
原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年3月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

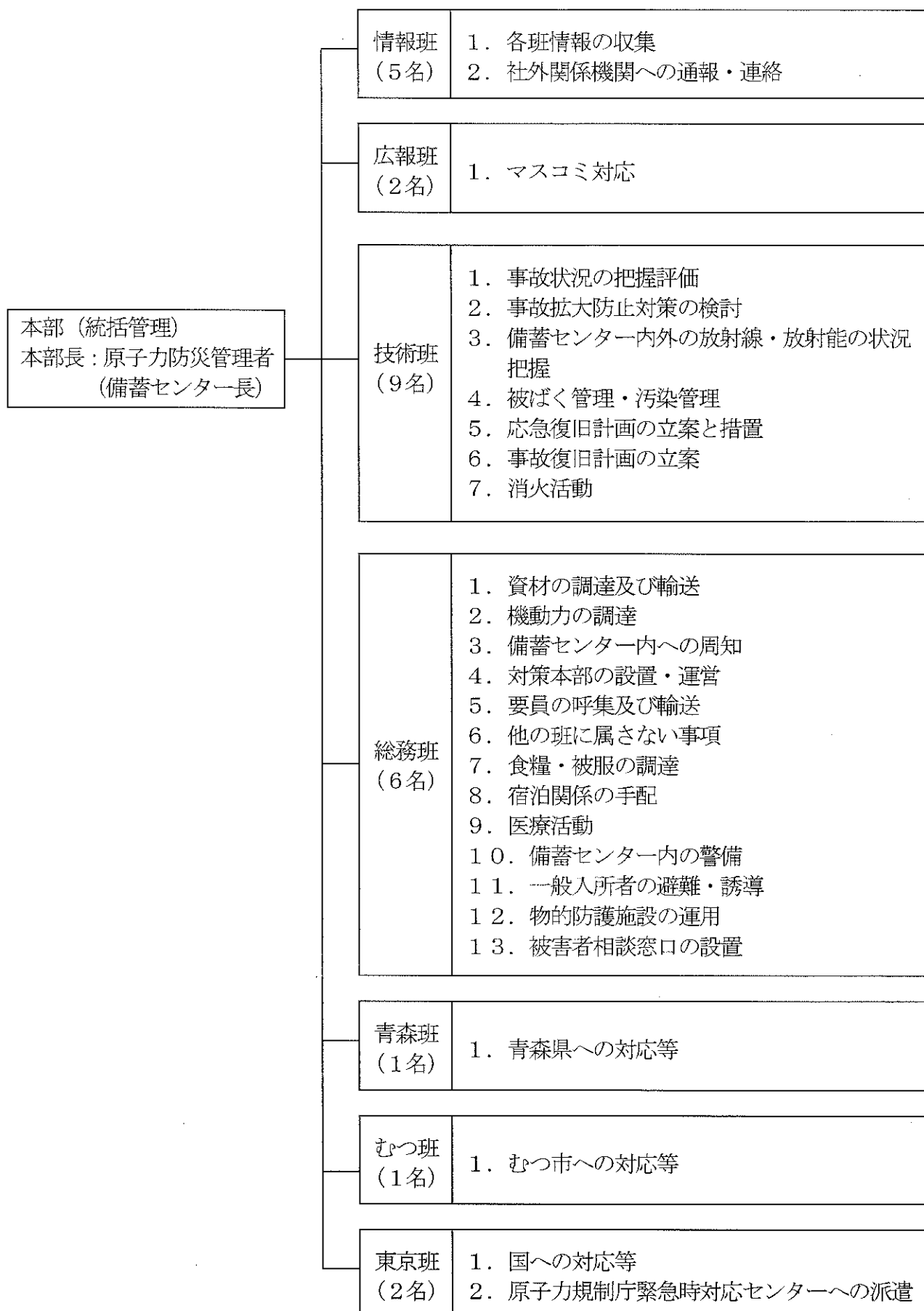
図 表 集

Ⅱ 図表集

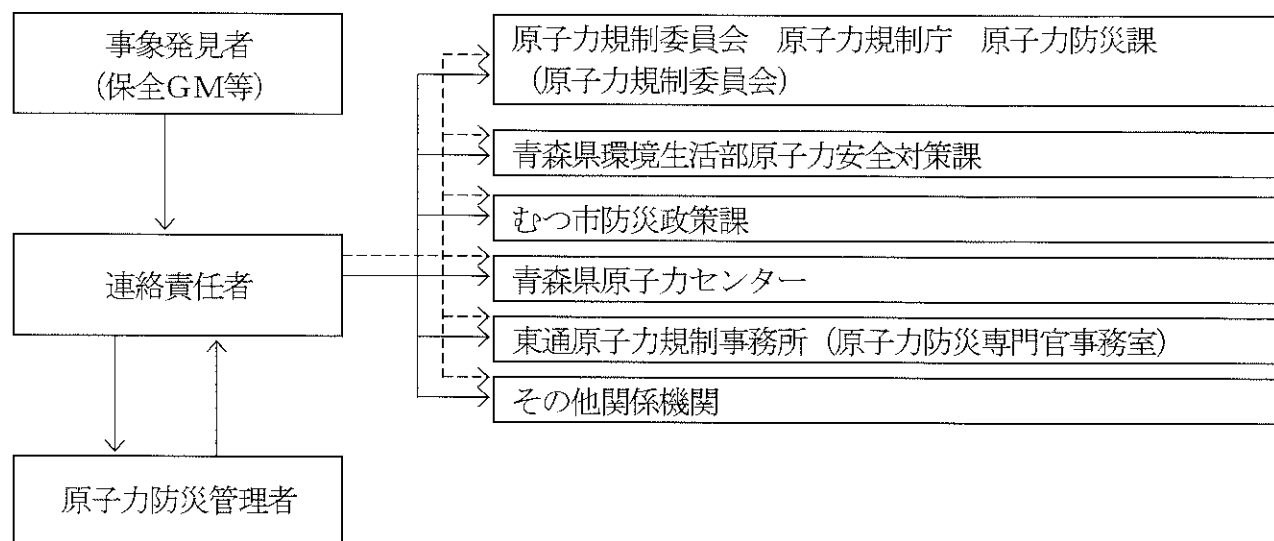
- 別図 2－1 備蓄センター原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2－2 警戒事象発生時の通報経路
- 別図 2－3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路
- 別図 2－4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路
- 別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2－6 備蓄センターにおける緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2－7 備蓄センター敷地境界付近の放射線測定設備等
- 別図 2－8 備蓄センター敷地内の退避場所および避難集合場所
- 別図 3－1 公表内容の伝達経路

- 別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2－3 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 2－4 放射線測定設備の仕様
- 別表 2－5 原子力防災資機材
- 別表 2－6 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 2－7 防災訓練に係る訓練項目
- 別表 3－1 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準
- 別表 3－2 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与
- 別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与
- 別表 5－1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

別図 2-1 備蓄センター原子力防災組織の業務分掌



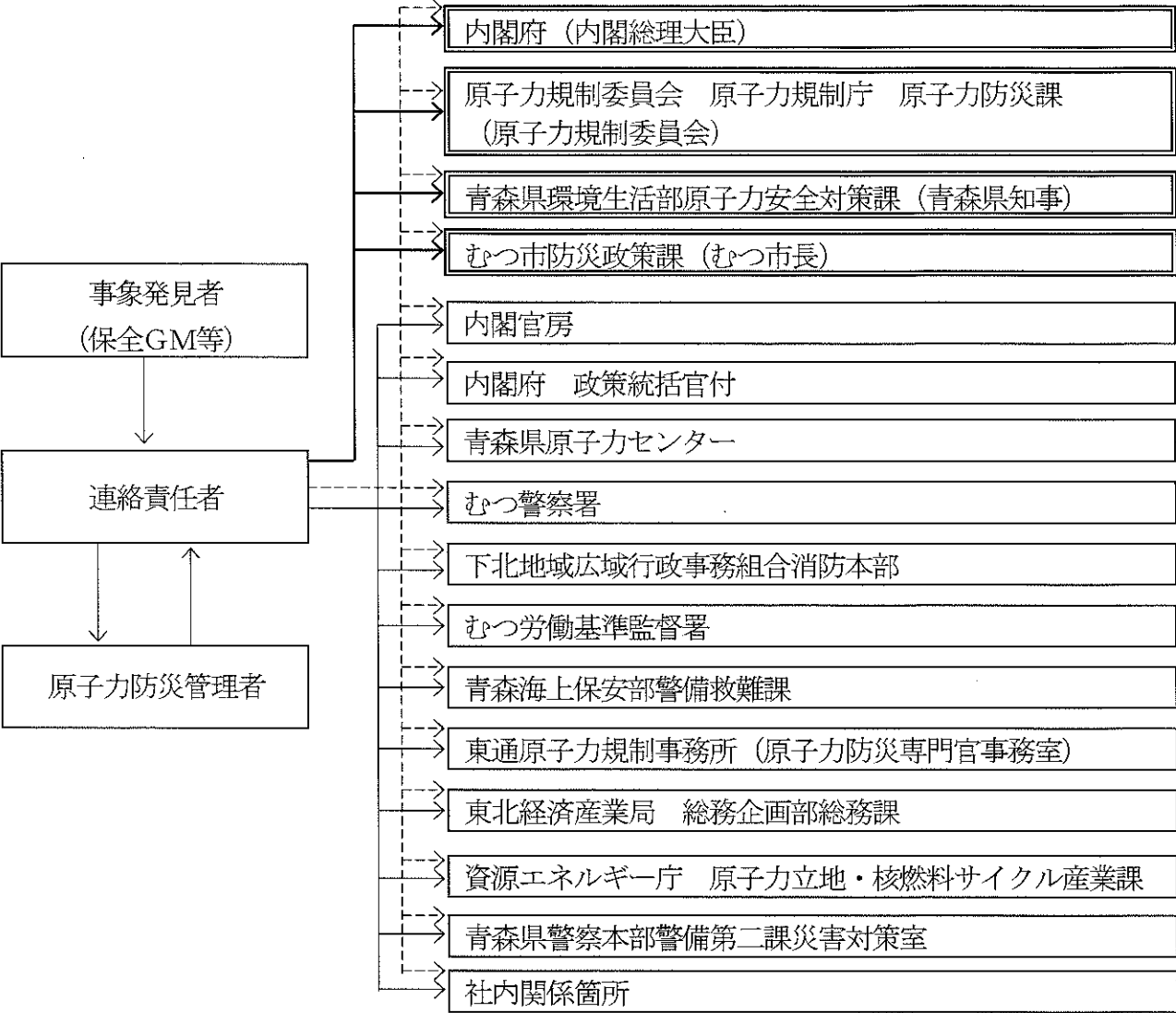
別図 2－2 警戒事象発生時の通報経路



-----> : ファクシミリによる送信

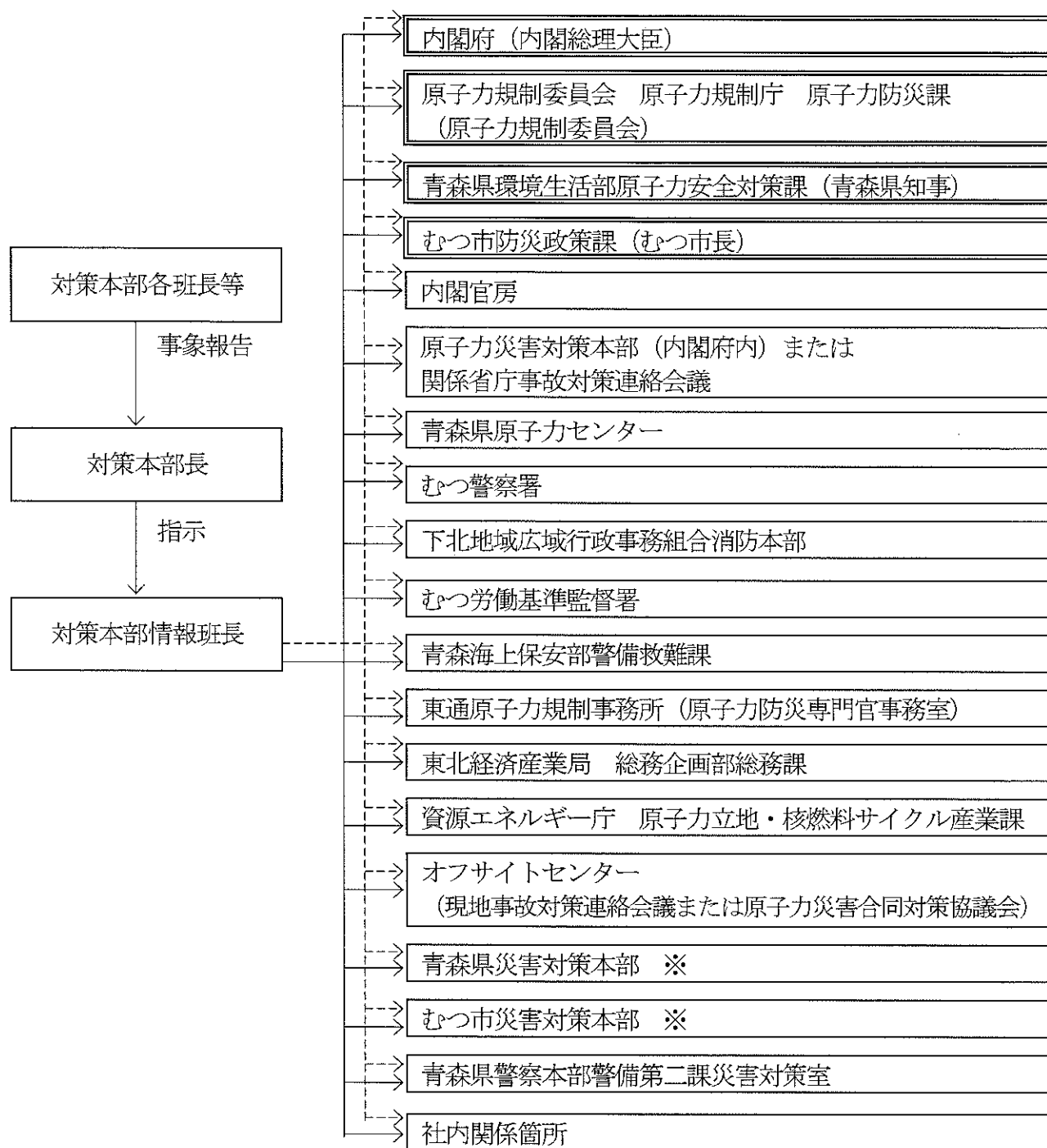
——> : 電話等による連絡

別図 2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路
 備蓄センター内での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話によるファクシミリ着信の確認
- > : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

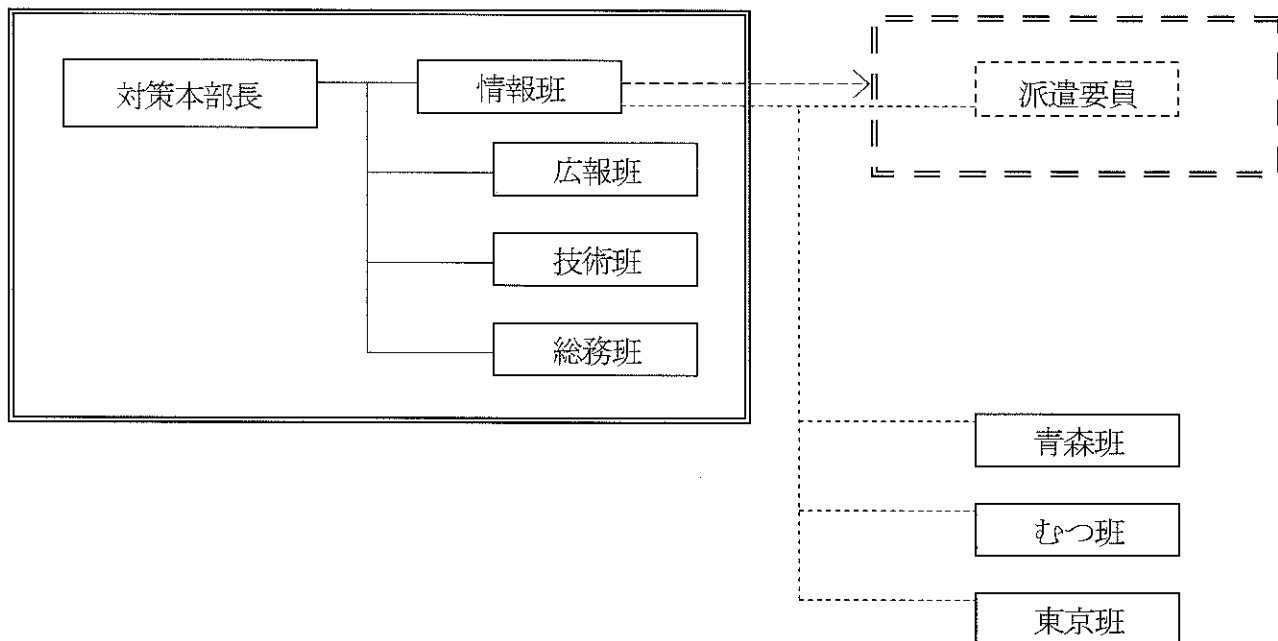
別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路
 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路



- : 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先
 -----> : ファクシミリによる送信
 ———> : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第1次緊急時態勢発令時）（1／2）

対策本部

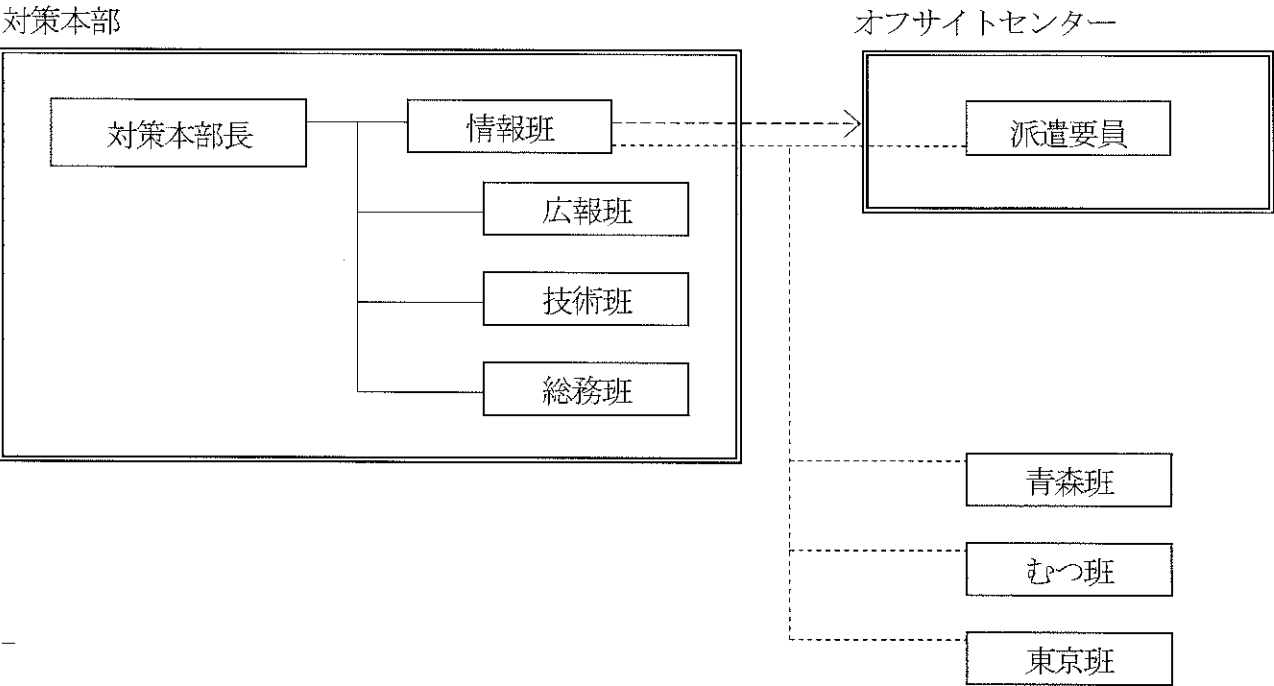


——— : 本部長との情報連絡・指示

----- : 対策本部および派遣要員間の情報連絡

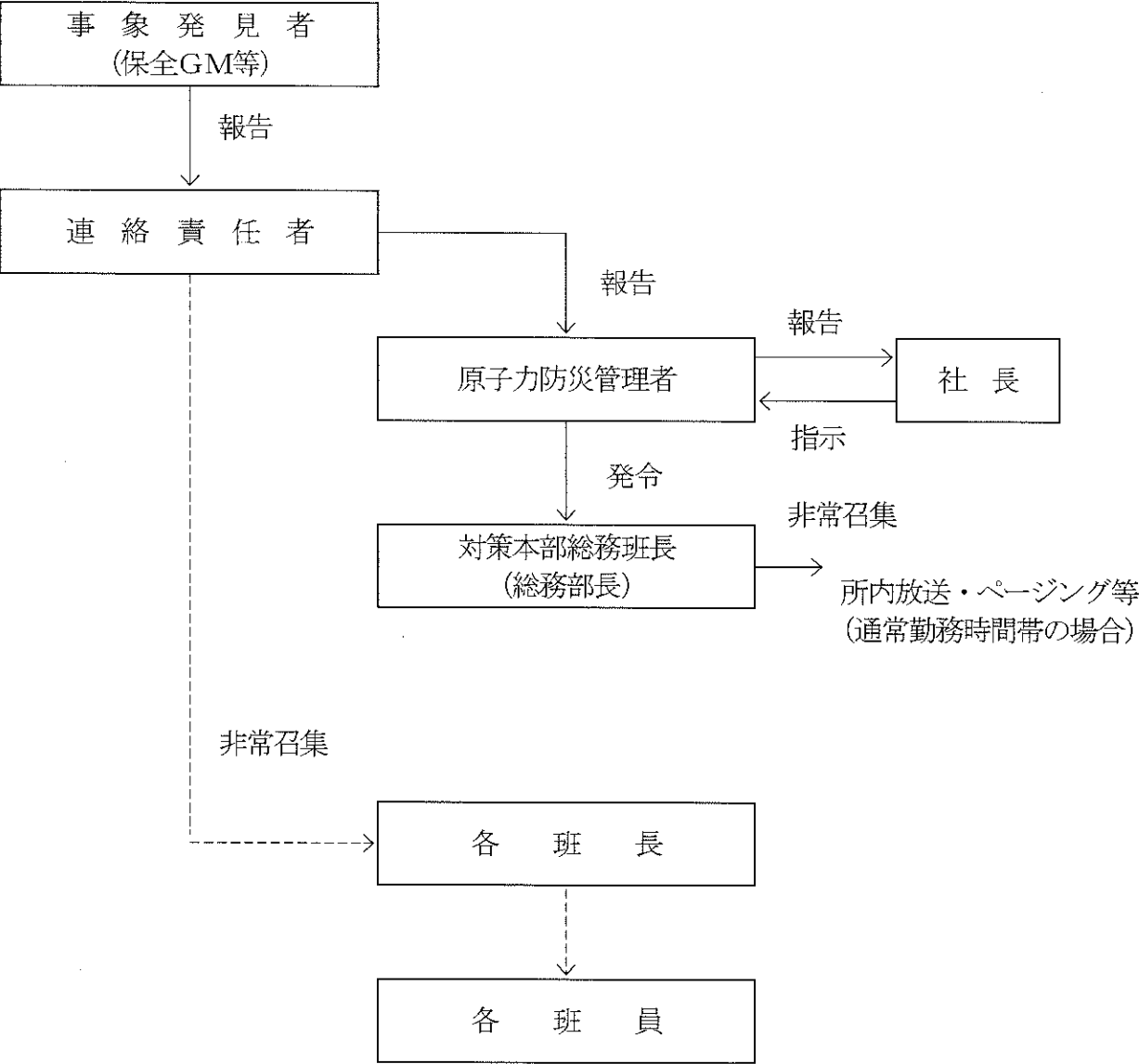
----> : ファクシミリによる通報と報告

別図 2－5 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）（2／2）



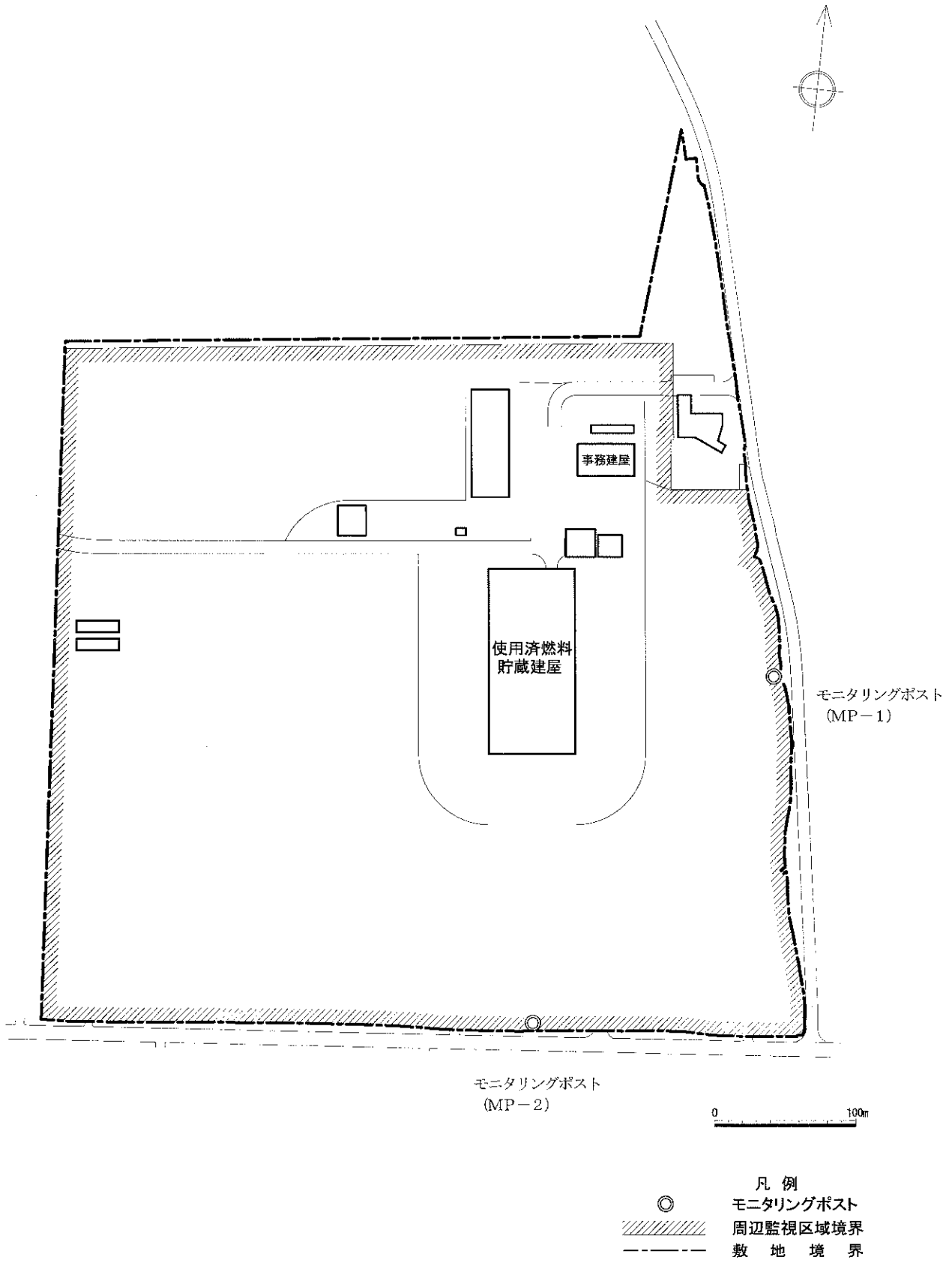
- : 本部長との情報連絡・指示
- : 対策本部および派遣要員間の情報連絡
- > : ファクシミリによる通報と報告

別図 2-6 備蓄センターにおける緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路

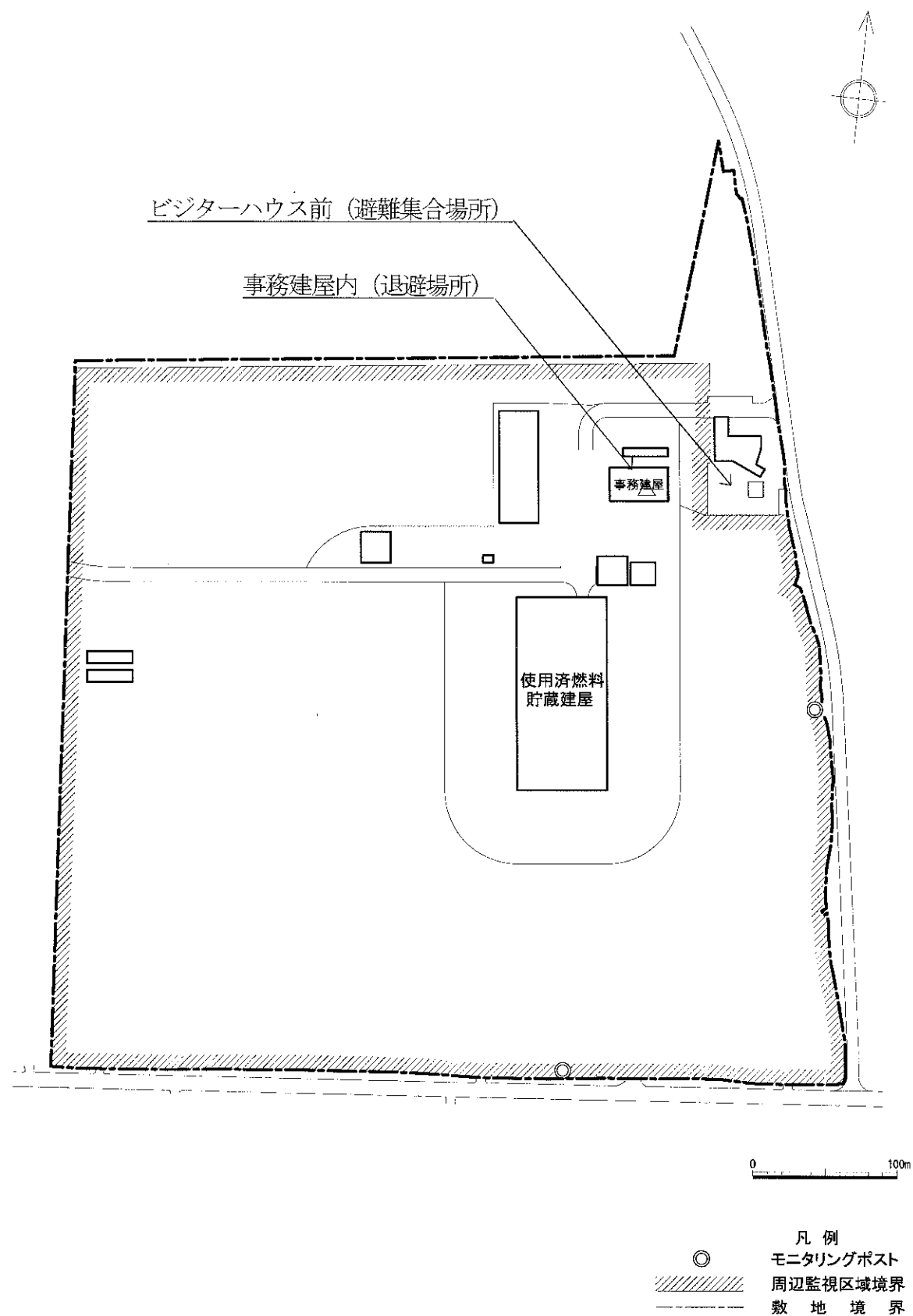


-----> 通常勤務時間帯以外の時間帯および所内放送で
召集できない場合に連絡する経路

別図 2-7 備蓄センター敷地境界付近の放射線測定設備等



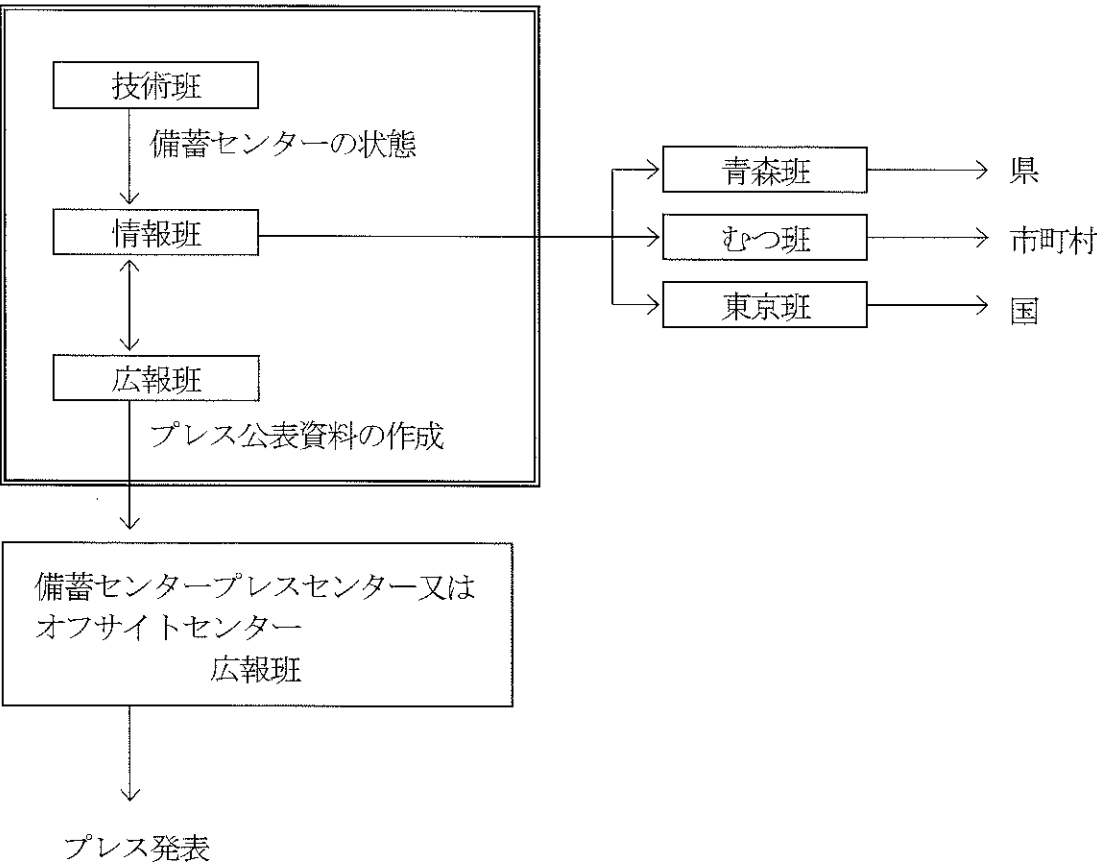
別図 2-8 備蓄センター敷地内の退避場所および避難集合場所



- △ : 退避場所 (備蓄センター敷地内の者が屋内で放射線による危険を避ける場所)
- : 避難集合場所 (備蓄センター外に避難するために車両乗車等円滑に行う場所)

別図 3-1 公表内容の伝達経路

対策本部



別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放 射線量上昇	政令第 4 条第 4 項第 1 号 第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。 政令第 4 条第 1 項 (第 1 項に規定する基準) 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、$5\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。 政令第 4 条第 2 項 (第 2 項の定めによるところ) 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間 (2 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が 1 地点のみにおいて検出された場合 (検出された時間が 10 分間未満であるときに限る。) 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 政令第 4 条第 3 項 (第 3 項の定めによるところ) 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 4 条 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。 政令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第 6 条第 3 項（政令で定める基準） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量（法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上である場合にあつては、当該各放射線測定設備における放射線量と第 4 条第 3 項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 $500\mu\text{Sv/h}$ 二 （以下、略）

別表 2－3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	備蓄センター内	情報班 2 名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対及び原子力災害事後対策についての相互の協力	備蓄センター内	情報班 2 名
	オフサイトセンター	情報班 1 名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	備蓄センター内	広報班 2 名
	オフサイトセンター	
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	備蓄センター内	技術班 2 名
	オフサイトセンター	技術班 1 名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	備蓄センター内	技術班 6 名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧		
(7) 放射性物質による汚染の除去		
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	備蓄センター内	総務班 6 名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送		
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導		

別表 2-4 放射線測定設備の仕様

名 称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ
モニタリングポスト (MP-1)	空気吸収 線量率	NaI (Tl) シンチレーション 10~10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ³ ~10 ⁸ nGy/h
	中性子 線量当量率	³ He 比例計数管 10 ⁻² ~10 ⁴ μ Sv/h
モニタリングポスト (MP-2)	空気吸収 線量率	NaI (Tl) シンチレーション 10~10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ³ ~10 ⁸ nGy/h

別表 2-5 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数量	点検頻度	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	C装備・アノラック	14組	1回／年 員数確認	
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む）その他の機器と一体になって使用する防護マスク	セルフエアセット	2個	1回／年	
	フィルター付き防護マスク	チャコール付き全面マスク	14個		
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	10回線 ※1	1回／年	
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	1回／年 通話確認	
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	7台		
		所内用PHS	7台		
		衛星携帯電話	1台		
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	—	—	—	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	4台	1回／年	
		電離箱サーベイメータ			
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	1回／年	
	空間放射線積算線量計	空間放射線積算線量計	4個	1回／年	
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	2台	1回／年	
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	0台		
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	ダストサンプラ	4台	1回／年
		測定器	ダスト測定器	1式	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ヨウ素サンプラ	2台	1回／年
		測定器	ヨウ素測定器	1式	
	個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	20台	1回／年 員数確認	
その他資機材 ※2	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	400錠	1回／年 員数確認	
	担架	担架	1台		
	除染用具	除染キット	1式		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備	1式	1回／年	
	環境中の放射線量又は放射性物質の測定のための車両	—	—	—	

※1：青森県、むつ市、青森県警、むつ警察署、下北地域広域行政事務組合消防本部、青森海上保安部、青森県原子力センター、オフサイトセンターとの専用回線（ホットライン）である。

※2：その他資機材を除く原子力防災資機材は、備蓄センター事務建屋内の防災用資機材倉庫に保管。

別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 備蓄センター周辺地図
① 備蓄センター周辺地域地図 (1/25,000)
② 備蓄センター周辺地域地図 (1/50,000)
2. 備蓄センター周辺航空写真パネル
3. リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業許可申請書 ※
4. 備蓄センター一般配置図 ※
5. 使用済燃料貯蔵施設主要設備概要
① 機器配置図
② 使用済燃料貯蔵設備本体概要図
③ 単線結線図
6. 規定類
① 使用済燃料貯蔵施設保安規定 ※
② 原子力事業者防災業務計画 ※

※：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料。

：また上記の資料を、原子力規制庁緊急時対応センターにも備え付ける。

別表 2－7 防災訓練に係る訓練項目

訓練項目		訓練内容	対象者	頻度
総合訓練 ※		特定事象を想定の上、緊急時態勢を発令し、緊急時対策要員を召集して、活動を行う。	緊急時対策要員	1回／年
個別訓練	通報訓練	連絡責任者を中心とした社内外通報訓練および召集訓練	各対策班員	必要の都度
	緊急被ばく医療訓練	負傷者のサーベイ、応急処置および除染、搬送訓練	技術班員 総務班員	必要の都度
	モニタリング訓練	技能訓練	技術班員	必要の都度
	避難誘導訓練	見学者等の避難誘導訓練	総務班員	必要の都度

※：総合訓練については、国、青森県、むつ市主催の原子力防災訓練または保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。

：総合訓練の中に、通報訓練、緊急被ばく医療訓練、モニタリング訓練および避難誘導訓練を含めることを原則とするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくても良いこととする。

別表 3－1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項 目	内 容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なくすべての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等	備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者 1名	設備関係資料（必要な資料のみ） 1部	
環境放射線モニタリング等に関する事項	1名	シンチレーションサームベイメータ 1台	
		電離箱サームベイメータ 1台	
		中性子線サームベイメータ 1台	
		電子式線量計 10台	

別表４－１ 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等	備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者 1名		
環境放射線モニタリング等に関する事項	1名	シンチレーションサーベイメータ 1台	
		電離箱サーベイメータ 1台	
		中性子線サーベイメータ 1台	
		電子式線量計 10台	

別表 5－1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等	備 考
環境放射線モニタリング等に関する事項	1 名	シンチレーションサージベイメータ	1 台
		電離箱サージベイメータ	1 台
		中性子線サージベイメータ	1 台
		電子式線量計	10 台

様式集

Ⅲ 様式集

- | | |
|------|--|
| 様式1 | 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 |
| 様式2 | 原子力防災要員現況届出書 |
| 様式3 | 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書 |
| 様式4 | 放射線測定設備現況届出書 |
| 様式5 | 放射線測定設備の性能検査申請書 |
| 様式6 | 原子力防災資機材現況届出書 |
| 様式7 | 防災訓練実施結果報告書 |
| 様式8 | 特定事象発生通報（使用済燃料貯蔵施設） |
| 様式9 | 異常事態連絡様式（第2報以降）（使用済燃料貯蔵施設） |
| 様式10 | 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式
（使用済燃料貯蔵施設） |

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成____年____月____日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 取締役社長 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

平成____年____月____日		
原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
届出者		
住 所 _____		
氏 名 _____		
取締役社長 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

平成____年____月____日

原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿

届出者

住 所

氏 名

取締役社長

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区	分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

平成____年____月____日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
届出者		
住 所 _____		
氏 名 _____		
取締役社長 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

〇〇〇発 第 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所
氏 名
取締役社長 印

原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	その概要	別紙のとおり

原子力防災資機材現況届出書

平成____年____月____日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿			
届出者			
住 所 _____			
氏 名 _____			
取締役社長 印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放 射 線 障 害 防 護 用 器 具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非 常 用 通 信 機 器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計 測 器 等	固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線線量当量率測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器	台		
そ の 他 資 機 材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	
	その他	モニタリングカー	台

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

備考 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿		平成____年____月____日
報告者		
住 所		
氏 名		
取締役社長		印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。		
原子力事業所の名称及び場所		
防災訓練実施年月日	年 月 日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要		
防災訓練の項目		
防災訓練の内容		
防災訓練の結果の概要		
今後の原子力災害対策に向けた改善点		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報（使用済燃料貯蔵施設）

平成____年____月____日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿	
第 10 条 通 報	
通報者名 _____	
連絡先 _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (使用済燃料貯蔵施設)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成__年__月__日(第__報)	
発信時刻__時__分	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿	
通報者名 _____	
連絡先 (原子力防災管理者) _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____ 事業) 場所 : _____
特定事象の発生箇所	_____ 建屋 _____ 施設
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (□する、□しない)
	想定される原因 □特定 _____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 □無 □有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 □無 □有 : _____
	周辺環境への影響 □無 □有 : _____
	応 急 措 置

【別紙 1 : 施設の運転に関するパラメータの例】

1. 特定事象発生時の状況

放射性物質の放出の有無	☐ 有り、 ☐ 無し
放射性物質の放出状態	
放出口以外	放出場所名： _____ (地上高 _____ m) ☐ 放出、 ☐ 停止

2. 特定事象の発生施設の状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式(使用済燃料貯蔵施設)

		平成____年____月____日 発信時刻____時____分
内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、むつ市長 殿		
第 15 条 通 報		通報者名 _____
		連絡先 _____
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出、又は原子力緊急事態に該当する事象が発生しましたので、以下の通り報告します。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所		
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 別紙は様式9の別紙と同じ。